

厚生労働省
東京労働局発表
令和4年11月24日

担当	東京労働局労働基準部賃金課
	課長 田村 滋康
	主任賃金指導官 中西 貴子
	待遇改善指導官 赤塚 真弥子
電話	03-3512-1614

東京都電気機械器具製造業最低工賃が改正されます。

＝発効日は令和4年12月24日です＝

東京労働局長は、家内労働に係る東京都電気機械器具製造業最低工賃を改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

東京都電気機械器具製造業最低工賃の改正については、本年6月13日、東京労働局長（局長 辻田 博）から東京地方労働審議会（会長 野川 忍）に対し諮問を行いました。

同審議会最低工賃専門部会の審議の結果、10月24日、現行の金額を引き上げて（引上率8.77%（単純平均））改正することが適当である旨の答申を行いました。

これを受けて東京労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て、東京都電気機械器具製造業最低工賃額を引き上げる決定を行い、本日（11月24日）、官報公示を行いました。

効力発生日は令和4年12月24日です。

東京都電気機械器具製造業最低工賃

- 適用する家内労働者
東京都の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品 目	工 程	規 格	金 額
電気部品（プリント基板に用 いるものに限る。）	整形のうち、足の曲げ		1個につき 1円 30銭 (1円 10銭)
プリント基板	部品の差し		1個につき 1円 35銭 (1円 30銭)
	部品の差し、折り曲げ及び 切り	2本のリード線について行 うもの	1個につき 2円 60銭 (2円 50銭)
	部品の差し、折り曲げ、切 り及び手はんだ		1個につき 6円 25銭 (6円 00銭)
	ICの差し	足の本数が28本以下のもの	1個につき 2円 65銭 (2円 55銭)
		足の本数が30本以上のもの	1個につき 3円 38銭 (3円 25銭)
マスキング（後付け部品の ための穴にテープを貼るこ とをいう。）	テープの幅6ミリメートル 以下、長さ30ミリメートル 以上70ミリメートル以下に ついて行うもの	1か所につき 94銭 (90銭)	
コネクタ	差し（リード線又はシールド 線の端末に取り付けられた 端子をコネクタに差し込 むことをいう。）		1端子につき 83銭 (80銭)
シールド線	端末加工（表面の絶縁被覆 部分がはぎ取り済みとなっ ているシールド線の一端に ついて、アース線をより分 けてよじり、しん線の絶縁 被覆をはぎ取った後、当該 アース線及びしん線の端末 をはんだ付けすることをい う。）	1しんで、かつ、15センチ メートル以上の長さのシー ルド線について行うもの	1か所につき 5円 03銭 (3円 80銭)
	チューブ挿入（端末加工の 途中又は終了したシールド 線の一端について、よじり 済みのアース線にビニール チューブを通した後、固定 用チューブを通し、加熱し て密着させることをいう。）	15センチメートル以上の長 さのシールド線について行 うもの	1本につき 2円 86銭 (2円 75銭)
スライドスイッチ	端子差し	単独又は2以上連結した 端子	1差しにつき 1円 09銭 (1円 05銭)

※ 金額欄のカッコ内は改正前（令和元年7月31日発効）の金額

家内労働とは、製造・加工業者などから電気部品等の物品の提供を受けて、自宅などにおいて、一人若しくは同居の親族とともに、その物品の製造又は加工等に従事することをいいます。

加工等を行い、委託料（工賃）を支払われる人を「家内労働者」、家内労働者に直接物品を提供して製造や加工をお願いする人を「委託者」といいます。

家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的として、家内労働手帳、工賃支払いの確保、最低工賃、安全衛生の措置などの事項について定めた法律が「家内労働法」です。

家内労働法により、委託者には、次のようなことが義務付けられています。

- ・ 委託者は、家内労働者に、工賃の支払方法その他の委託条件等を記載した家内労働手帳を交付しなければなりません。また、委託者は、委託時に工賃単価等を、物品受領時に受領した数量等を、工賃支払時に工賃額等を、それぞれ家内労働手帳に記入しなければなりません。
- ・ 委託者は、工賃締切日までに受け取った物品の全部の工賃を、その締切日から1か月以内に支払わなければなりません。
- ・ 委託者は、最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。
- ・ 委託者は、委託状況届（毎年4月1日現在の委託業務の内容、家内労働者数等を記入）を4月30日までに所轄労働基準監督署に提出しなければなりません。

家内労働法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、工賃の最低額、安全及び衛生その他家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上を図り、もつて家内労働者の生活の安定に資することを目的とする。

2 この法律で定める家内労働者の労働条件の基準は最低のものであるから、委託者及び家内労働者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

（工賃の支払）

第六条 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、家内労働者に、通貨でその全額を支払わなければならない。

2 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、委託者が家内労働者の製造又は加工等に係る物品についての検査（以下「検査」という。）をするかどうかを問わず、委託者が家内労働者から当該物品を受領した日から起算して一月以内に支払わなければならない。ただし、毎月一定期日を工賃締切日として定める場合は、この限りでない。この場合においては、委託者が検査をするかどうかを問わず、当該工賃締切日までに受領した当該物品に係る工賃を、その日から一月以内に支払わなければならない。

（最低工賃）

第八条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会（以下「審議会」と総称する。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、審議会に再審議を求めなければならない。

（最低工賃の改正等）

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

（最低工賃額等）

第十三条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）の規定による最低賃金をいう。以下同じ。）（当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金（労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。））との均衡を考慮して定められなければならない。

- 2 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によつて定めるものとする。

(最低工賃の効力)

第十四条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。